

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

国東市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 現況

本地域は、国東半島の中央部に位置する両子山、文殊山、伊美山を中心とする放射谷からなり、山の間をぬって水量の少ない小河川が流れ、そこに狭長な平地が形成されている。瀬戸内海式気候の特徴として降水量が少なく、かんがい用水の多くを、世界農業遺産にも認定されたため池群に依存している。北部には伊美川、中部に田深川、南部に安岐川が流れており、各流域農地の貴重なかんがい用水源となっている。

今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。また、中山間地域は、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

本地域の農業は、米、麦、大豆を主軸とした複合経営が行われているが、農業従事者の減少、高齢化が進み、後継者不足は深刻な状況となっている。安定経営を目指すためにも農地の流動化を推進し、集落営農、担い手へ農地を集積し大規模な農業経営体を育成する等、農業従事者の高齢化や後継者不足による農地の遊休化を防止するための施策を講じる必要がある。

また、食の安全・安心への期待が高まる時代を迎えており、環境にやさしい農業、特色のある農業生産を合わせて推進する必要がある。

2. 目標

1をふまえ、本地域では法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

また、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及する。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	国東市全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 農業者団体等による取組の効果的な促進を図るためには、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要であり、以下の点に留意することとする。

- (1) 1号事業

国東市、大分県、農業者団体から構成する大分県多面的機能支払推進協議会を地域の推進体制に位置付けることとする。

- (2) 2号事業

- 1 対象農用地の基準

- (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

- ア 対象地域

- (ア) 国東市全域（過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法）

- (イ) 国東市国東町豊崎地区、安岐町朝来地区、安岐町西武蔵地区（山村振興法）

- (ウ) 国東市の内安岐地区・西安岐地区・南安岐地区を除く地域（特定農山村法）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田。

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地。

(エ) 国東市長の判断によるもの。

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満の緩傾斜農用地を全て対象とする。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む）15%以上の農地。

2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、国東市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定められた者や人・農地プランに位置づけられた者など、地域の実情に合わせて国東市長が認定する者とする。

3 その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。

(3) 3号事業

国東市と大分県、農業者団体が緊密に連携し、円滑に事業を実施するための推進体制を構築することとする。

2. 農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等、多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、国東市と大分県は、事業活動の重複に留意しつつ、1号事業から3号事業が効果的に活用されるよう、農業者団体等関係者間での情報共有や的確な事業推進に向けた連携に努めるものとする。